

# 「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」の募集について

社会福祉法人 香川県共同募金会

令和2年7月3日からの大雨により、佐賀県内各地で人的被害や多数の家屋の浸水被害等が発生し、鹿島市に災害救助法が適用されました。佐賀県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施することになりました。

つきましては、本会におきましても中央共同募金会の協力依頼を受け、別添のとおり義援金の募集を行いますので、県民の皆さまのあたたかいご支援・ご協力をお願いします。

記

## 1 義援金の名称

「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」

## 2 義援金の受付方法

[佐賀県共同募金会へ直接送金する場合]

(1) 義援金の名称

「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」

(2) 義援金受付期間

令和2年7月21日（火）から令和2年12月28日（月）まで

(3) 義援金の受入先等

別添「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱をご参照ください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

(1) 義援金受付期間

令和2年7月27日（月）から令和2年12月28日（月）まで

(2) 義援金の取扱い場所

ア 香川県共同募金会

イ 市町社会福祉協議会内の市町共同募金委員会

ウ 百十四銀行本・支店

エ 香川銀行本・支店

## 3 義援金の振込方法

百十四銀行及び香川銀行窓口備付けの「災害義援金専用振込用紙」をご利用いただき、寄付名称欄に「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」と記入しますと、受付期間内は送金手数料が無料扱いとなります。

## 4 義援金の取扱い

寄せられた義援金は、香川県共同募金会から佐賀県共同募金会に送金します。

## 5 義援金の税制上の優遇措置

この義援金は、次の税制優遇措置の適用対象となります。

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

税制上の優遇措置を希望される場合は、次のとおりです。

[佐賀県共同募金会へ直接送金する場合]

金融機関での振込金受領書に「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付してください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

佐賀県共同募金会発行の領収書が必要ですので、申し出ていただければ後日送付します。

## 6 被災県共同募金会の問い合わせ先

- ・社会福祉法人 佐賀県共同募金会 TEL 0952-23-4996

## 7 参考

「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱を添付

## 「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱

社会福祉法人佐賀県共同募金会

### 1 趣旨

令和2年7月3日からの大雨により、県内各地で人的被害や多数の家屋の浸水被害等が発生し、鹿島市において災害救助法が適用されました。

佐賀県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

### 2 義援金の名称

令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金

### 3 受付期間

令和2年7月21日（火）から令和2年12月28日（月）まで

### 4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
佐賀銀行	県庁支店	普通預金 3066603	社会福祉法人佐賀県共同募金会
ゆうちょ銀行	00990-2-196426		佐賀県共募令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金

※1 佐賀銀行各本支店の窓口において専用振込用紙を使用した場合、振込手数料は無料です。

※2 ゆうちょ銀行における窓口での振込手数料は無料です。

※3 上記以外の銀行からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

### 5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、佐賀県へ送金し、佐賀県が設置する義援金配分委員会を通じて、市町から被災者へ配分されます。

## 6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

## 7 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

## 8 この要綱は、令和2年7月21日から施行します。

### 【お問い合わせ先】

社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0021 佐賀県佐賀市鬼丸町7番18号

TEL 0952-23-4996 / FAX 0952-25-2980

E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp